

漁業協同組合事務費交付金（継続）

1 趣旨

全国津々浦々の漁業の実態等を踏まえた漁船保険の引受等を的確に行うには、地元漁協と密接に連携した事務処理体制が不可欠であり、漁船保険組合が個別に保険料の収集を行うよりも、日頃漁業者と接触の多い漁協が保険料収集・払込業務を行った方が効率的であることから、漁船損害等補償法第113条（法第121条、法第126条及び第126条の6において準用する場合を含む。）の規定に基づき保険料の集収及び漁船保険組合への払込みを漁協に行わせることができることとされている。この収集・払込業務に係る事務費を助成することにより制度の効率的、かつ、円滑な実施を図る。

2 事業内容

漁船保険組合が漁協に対して交付する事務費交付金の一部について、漁協が組合に払い込んだ純保険料にトン数階層別に定められている率を乗じて得た額以内を補助する（法第141条第1項及び法施行令第28条）。

なお、この補助金に相当する金額は、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から食料安定供給特別会計の漁船再保険勘定に財源を繰入れた後、同会計の業務勘定へ繰り入れることとされている（法第141条第2項）。

3 交付先及び事業実施主体

漁船保険組合

4 事業実施期間

昭和27年度～

5 平成27年度概算決定額（前年度予算額）

464,758千円（463,160千円）

6 担当課

水産庁漁業保険管理官 03-6744-2357（直）